

お聞きしながら状況分析を行って、そのことを国土交通省 国交大臣にもお伝えしながら、適切に判断をしていただければというふうに思っているところであります。

○玄葉委員 このは、慎重な議論、竹森先生もおっしゃっていましたけれども、慎重な議論が必要だというふうに思います。

もう一つ、尾身先生がかつてこの場でやはりおっしゃったんですけれども、財政的な医療崩壊を起させないということがとても大事だと。私も、全くそのとおりだと思います。昨今、コロナと戦っている病院の経営悪化、あるいは看護師さんにボーナスが出ないとか減ったとか、そういうニュースが舞い込んできているわけです。

私、四月の下旬、一次補正だったかと思えますけれども、この予算委員会の場で、今お手元に配付しているような例を出しながら、つまりは地元の中核病院なんですけれども、コロナと戦っている病院は、例えばこの中核病院は、十床、コロナ患者のためにあけるんだけれども、十床なんだけれども、機材とか人員の関係でワンフロア全部あげざるを得ない、だから結果として月一億ぐらい減収になる、こういうことをききつつ、空床補償というらしいということに対してきちっと対応しなさいと大変なことになるよと私は警鐘を鳴らしたんです。そうしたら、残念なことに、加藤厚労大臣は何と答えたかという、診療報酬を二倍にします、それで対応します、こうおっしゃったんです。絶対にそれでは対応不可能です。

その後、恐らくいろいろなところからヒアリングをされて、確かにだめだな、このままではと申したんでしょう、二次補正で空床補償の考え方が本格的に出てきました。重点医療機関という概念が出てきて、ここにはかなり手厚く手当をして、コロナと戦っている病院を助けますと。

これはこれでいいんです。ただ、残念ながら、例えば私がお手元に配付しているような病院のよくな例だと、重点医療機関というのは、もともと

の定義が、病院ごと、病棟ごと、コロナ患者を入れないと助けません、手当てしませんという、簡単に言えばそういう考え方だったんですね。こういう考え方がなくて、地域の実情に合わせて、本当にコロナと戦って頑張っている病院をしっかりと手当てできるように、そういう柔軟な運用を約束してほしい。これは、厚労副大臣、よろしいですか。イエスかノーかで結構です。

○橋本副大臣 お答えをいたします。

先ほど委員御指摘をいただきましたように、休止になったベッド等もございまして、それについて四月に御質疑をいただきました。

その後、例えば二次補正におきまして、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を大幅に積み増しをしておりまして、その交付金の対象といたしまして、同一病棟内に患者等を受け入れるために休床とした病床についても補助の対象とする、こうした手当てはさせていただきましました。また、重点医療機関についての考え方等についての考え方につきましては、お示しをしております。

もちろん、それで十分なのかということについて、私たちもしっかりと問題意識を持ちながら、引き続き、さまざまな団体等にヒアリングをする、あるいはさまざまなデータ等をきちんと把握をする等によって医療機関の経営状態を把握するということは大変なことだと思っておりますし、その結果として何かしらの必要があればそれは対応する、そうしたことを頭に置きながらしっかりとウオッチをしていきたいと思っております。

○玄葉委員 国会で審議することで大分柔軟な運用ができるようになってきたように思っています。まさに予算委員会の役割だなというふうに思っています。

時間がなくなったので、最後になりますけれども、西村大臣、V字回復という言葉は何度もこの間使われてきました。総理もです。ただ、どうも、ウイルスの特徴からいくと、残念ながら、ジグザグな回復過程、あるいはL字、U字、W、そ

ういう感じにならざるを得ないのではないかとこの認識と、今私それぞれ現場に向いたり電話でいろいろ話をしている中で、とても有効だなど思っているのは雇用調整助成金です。これは、上限も上げてくれたし、手続も簡素化して、非常に使い勝手がよくなったと思います。九月末に切れます。私は、状況によってはちゅうちょなく延長すべきだというふうに思う。

もう一つは、私は、この間、安倍総理に、事態を甘く見ているんじゃないですか、もっと財政出動した方がいいと思えますよというように、一方で、やはり長期的には財政の健全化ということにもしっかりと着眼しないといけないと思います。骨太の方針でどうも財政健全化に関する道筋が示されないということのようでありませうけれども、このことおあわせてお答えいただければと思います。

○棚橋委員長 国務大臣西村康稔君、恐縮ですが、申合せの時間が来ておりますので、簡潔にお願いいたします。

○西村国務大臣 はい。

まず一点目につきましては、緊急事態宣言を行っております四月、五月を底に、ぜひ景気回復をさせていきたい。特に内需は、この間、皆さん自粛しておられましたので、意欲は、消費者マインドもかなり改善できております。いろいろな指標が出てきておりますので、ただ、海外の経済はまだ見通しが立ちません。輸出、生産、したがって生産ですね、といったところを見ながら、内需主導で何とか回復させていければと思っております。

二点目の雇用調金については、そういった状況の中で、今後、製造業なども、あるいは中堅、大企業も出てくる、申請があることも想定しながら、これは臨機応変に対応していきたいというふうに考えております。

三点目、財政健全化の話ですけれども、実は骨太方針の中でも、次世代への責任の視点を立つ

て、質の高い持続的な成長と中長期的に持続可能な財政を実現していくという、そうした方向性はしっかりとお示しをさせていただいておりますので、いずれにしても、この事態をまさに収束させた後に、質の高い成長を実現しながら、財政健全化も当然考えていかなきゃいけないというふうに思っております。

○玄葉委員 終わります。

○棚橋委員長 これにて馬淵君、本多君、玄葉君の質疑は終了いたしました。

次に、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。

今、九州及び全国各地で梅雨前線による豪雨被害が広がっております。

私は、十二日に、被害が大きかった熊本県人吉市、球磨村でその実態を見てまいりました。現状極めて深刻で、こういう大変な状況のときに、なぜ安倍総理も武田防災担当大臣もこの委員会に出席していないのか、この点については強く抗議をしたいと思います。

しかしながら、急を要する問題がありますので質問をいたします。

第一に、政府が分散型避難を呼びかけている、そのもとで、自宅や親戚宅に避難されている方がたくさんいらっしゃると思います。しかし、そこに物資や医療の支援が届いていないという状況が現状であります。

パネルを見ていただければと思います。十二日の人吉市、ごらんいただいたらわかりますように、二階までごらんいたただいたということに、二階までごらんいたただいたということがたくさんあるわけです。親戚宅に身を寄せていると。ある男性は、自分は一週間車中泊だけども家族は親戚だ。自宅は二階にいますという方は、一階にあつた冷蔵庫も洗濯機もやられた、風呂にも入れない、車も使えなくなつたので遠くのスーパリーに歩いて買物に行かなきゃいけないというんです。病院で肺の検査をする予定だったけれどもキャンセルになったと。山間地で孤立が続いている、そういう集落も複数あります。

防災担当副大臣、平副大臣にお聞きしたいんですが、内閣府は七月の十日に、こうした親戚宅などに身を寄せている被災者に対するプッシュ型の支援を求める通達を自治体に出されていると思います。しかし、現状のままでは、このせつかくの通達がかげ声倒れになりかねない。これをどう改善していけるんでしょうか。

○平副大臣 委員御指摘のとおり、うちの武田大臣と御堂の志位局長、連絡を密にされて、今月の十日に、災害救助法の適用を受けた県に対して在宅避難者への物資、情報等を適切に提供していただくように通知を発出したところでございます。

委員、その後、現地に入られたということだというふうに思いますが、被災地においては、例えば、やはり圧倒的人手不足の中でありまして、熊本県の球磨村においては、自衛隊により、支援ニーズのあると確認された在宅避難者に対しては、医薬品を含め支援物資を配付しておりますし、人吉市においては、必要支援物資を届けて避難者の状況を把握し、必要な支援物資を届けていると聞いています。ただ、まだ足りないところがあるという御指摘であります。

目詰まりしているのが、まず物資なのか人手なのか情報なのかということですが、物資はプッシュ型で在宅避難者の分まで供給するようにしています。多分、人手のボランティアのところが、あと情報ですね、どこに誰がいるか全部把握し切れないというところだと思います。

基本的には、元気な方は避難所まで来ていただいて御連絡をいただいたり、物資を持って帰っていただいたりということだと思いますが、要支援者の方はそうはいかないと思っております。こちらは、本来、リスト化をして行動計画をつくることになっておりますが、避難所の分散化にそれがついてきていない可能性もありますので、今後、自治体とよく連携をとりながら、今の状況を解消してまいりたいと思っております。

○藤野委員 ぜひ、きめ細かな対応を求めたいと

思います。
第二に、今回は、コロナ禍に続く豪雨災害という、いわば二重の打撃になっております。それに対応した特別の支援が必要だというふうに思うんです。

パネルの二枚目を見ていただきましたんですが、これは十二日の球磨村の写真であります。この写真のように、もう本当に多くの家が土台だけを残して流されてしまっている。鉄橋も、まさに上の部分は全部、複数流されているところもあります。言葉が失う甚大な被害というのが実態です。

球磨川下りのラフティングを十七年間経営してきた御夫婦のお話では、コロナでラフティングの客がもう全然なくなつた、しかし、ようやく七月から予約が入り出したんだけれども、そこに今回の災害が襲ってきたというお話でした。

そして、人吉市のあるホテルの経営者の方はこうおっしゃっていらつたんですね。球磨川下り、宿泊業、飲食業、社交業、つまり、直接間接で町全体が被害を受けた、だから町全体が復興しないといけないんだ、ただ、既にコロナのときに目いっぱい借金をして、もう借りきらぬ、借りれない、そういう人が多いというんですね。店を閉めてしまいう人が多くなるのではと心配されてました。

これも副大臣にお聞きしたいんですが、やはり、二重の被害でもう心が折れてしまつて、こういう方がたくさんいらつた、それを、心が折れないために、迅速な、総合的な支援が必要だと思つて、特に、もう借りれないという方が多いわけですから、直接的な支援、直接的な補助も含めて、現場が必要とする全てのことをやるという立場で全力を尽くしていただきたいと思つて、いかがでしょうか。

○平副大臣 今御指摘の部分であります。激甚災害ということで、借入れではないというお話ですが、保証枠が拡大をされます。そういうのも御活用いただきたいと思つて、また、各省庁横断で被災者生活・生業再建支援チームも設置した

ところでございますので、きめの細かい対応をしまつてまいりたいと思つてます。

質問の間取りの際に、グループ補助金の速やかな適用という……(藤野委員)それはいいです、それはもう「と呼ぶ」いいですか、それは。それは所管外ですので、経産省に聞いていただければと思つてます。

いずれにしても、支援チームを通じて、いろいろな現地の声を聞いて、適切に対応してまいりたいと考えております。

○藤野委員 まさに、融資だけでなく、直接的な支援、これはさまざまあります、この間の台風被害でもつくつていただいた、こういったことを全てやつていただく。

よく政府は、できることを全てやると、総理もおっしゃつたんですが、できない、現行制度の枠内でできるできないではなくて、やはり、現場が町全体の復興とおっしゃつて必要なのから、町全体を復興していくために必要なこと、できることではなく必要を全てやるんだという立場で取り組むことを強く求めたいと思つてます。

そして、総理は十三日、私が入つた翌日に被災地を視察されて、そのときに四千億円の対策費というものを打ち出されました。

ただ、これは詳細もちよつとまだよくわかりませんが、それで足りるのかもわかりません。さらなる審議が必要だと思つてます。

これは委員長にお話したいんですが、総理と防災大臣の出席を求めて、集中審議をぜひ行っていただきたいと思つてます。

○棚橋委員長 後刻、理事会において協議をさせていただきます。

○藤野委員 コロナの問題についてお聞きしたいと思つてます。

きょうの審議でも、やはりコロナ対策における医療機関の重要性というのが本場に明らかになつたと思つてます。ただ、先ほども、政府、大臣も、医療体制は全体としては逼迫していないと答弁されましたが、私は、こういう認識は本当にとんでもないと思うんですね。コロナ対策を担っている医療現場では、今深刻な事態が広がつております。

日本医療労働組合連合会の調査で、加盟医療機関の三割、三四・五％で、夏のポナナスが減額されるということが明らかにになりました。東京女子医大病院では、ポナナスが支給されないということを受けて、四百人を超える看護師が退職の意向を示した、これも大きなニュースになりました。

大臣にお聞きしますが、やはり医療従事者の方々は、文字どおり、命がけで治療や感染予防に当たつていただいております。その医療従事者の賃金がカットされることなど、あつてはならないと思うんですね。今の状態が放置されれば、この東京女子医大のように退職者が続出して、肝心のコロナ対策、このコロナ対策も崩壊しかねないのではないかと。西村大臣にはそういう危機意識はありますか。

○棚橋委員長 厚生労働副大臣橋本岳君。(藤野委員「大臣」と呼ぶ担当です)。

○橋本副大臣 医療提供体制のごことでございます。厚生労働省より答弁を申し上げます。

今御指摘をいただいたような報道があるということは私も承知しております。また、医労連さんの調査につきましても承知をしております。ごさい。

賞与等々支給をするか、待遇をどうするのかということは、一義的には、各医療機関の経営判断、労使の話合い等によるものと考えておりますが、私もといたしまして、地域の医療提供体制は複数の医療機関が連携をして面に対応するものであつて、その一部が欠ければ成り立たない、そして医療機関全体として必要な医療従事者の方々にきちんと安心をして働いていただく、そうした中で診療を継続することができるよう支援をしまつてまいりたいと思つておりますし、そのため、二次補正予算につきましても、さまざまな対策を講じているところでございます。

まずはしっかりと第二次補正予算の執行を速やかに行うということで、各種支援策を医療の現場にお届けすることで地域の医療を継続することができるよう、万全の体制をとることが重要だと考えております。

○藤野委員 その各経営判断に任せていたら、このままでは担い手がなくなつて、コロナ対策が崩壊しかねるという危機感が大臣にはないんですかという質問なんです。

これは東京だけの話ではありません。この新型コロナウイルスの対応や受診抑制で地方の病院経営も深刻な影響を受けております。

私、この間、新潟県の複数の公的病院でお話を聞いてまいりました。

パネルを見ていただきましたんですが、これは県内の、A、ある公的病院です。青いグラフが二〇一九年の、こちらが外来患者数、こちらが入院患者数、そして赤のグラフがことしの外来と入院の患者数に減少しているということがわかります。この病院では、外来と入院、合わせて約三億五千四百万円の収入減が起きておるといふことであります。一つの病院で三億五千万円を超える減収というのは大変な負担であります。

この病院だけでなく、私は別の公的病院からもお話を聞きましたが、こういう傾向は同じなんです。そして、さらに、新潟県が県内の百二十五の病院を対象に行った調査でも同じような傾向が出ております。

このA病院の事務長さん、こうおっしゃってました。大臣、聞いていただきたいんですけども、地方の病院でも新型コロナウイルスによる受診抑制がある、外来、入院患者が減り、減収による経営への影響が非常に大きい、患者が減っても体制、人員は減らすわけにはいかない、人件費や機器のメンテナンスなど固定費は変わらないので減収は大きく赤字に直結する、下支えが必要だと。

大臣、ちょっと今度は御答弁いただきたいんですけども、要するにコロナを、それによって、

コロナを受け入れていない、そして地方の病院でも本場に大きな影響が出ている。それぞれの病院は役割分担をしていて、特に地方ではコロナの病院だけを支援すればいいというわけじゃないんです、連携してやっていますから。そういう意味で、いずれの医療機関にも起きている減収をしっかりと補填することで下支えをしていく、これが必要だという認識は大臣にはありますか。

○西村国務大臣 私のところにも、全国の医療機関の方々、私の地元も含めて、まさに新型コロナウイルスウイルス感染症への対応をしているところも、そうでないところも、その対応をしているか否かにかかわらず、大変厳しい状況になっているという声をいただいております。切実な声を伺っております。

既に、厚生労働省の方で、一次補正、二次補正、特に二次補正において、約三兆円の医療に対する支援の予算を計上し、それを着実に執行しているところだと思っておりますけれども、診療報酬の三倍増とかあるいは空床の確保、それから、さまざまな支援制度をとっているところでありまして、私の立場からも、地域の医療提供体制がしっかりと継続していけるように、このことを厚労省とも連携しながら対応をしていきたいというふうを考えております。

もし必要があれば、厚労省から御答弁いただければと思います。

○藤野委員 私は、いろんな医療機関の方から大臣にぜひ伝えてほしいという声を聞いてきたので、ちょっと御紹介させていただきたいと思うんです。

医療の提供体制は逼迫していないというお話なんですけれども、しかし、それは病床とかベッドがあればいいという話じゃないというんですね。ある方は、夜勤をどう組むかとか、感染予防をしながら誰に担当してもらうかとか、そして他の病院とどう連携するかとか、表には見えないけれども、一つのベッドで患者を受け入れるには大変な負担があるということを知ってほしい、こういう

声でした。

そして、人工呼吸器でも、一台当たり、二十四時間で考えると十人ぐらいの看護師が必要だと。しかも、ただの看護師ではなくて、人工呼吸器にかかるといふことは、いつ症状が悪化するかわからない、二十四時間目が離せない患者なんです、ですから、専門的な知識とスキルで先が見通せるような、そういう訓練を受けた十人が必要なんです。そして、その一人一人が胸が痛くなるほどの緊張感を持って仕事につかないといけないとおっしゃっていました。

ですから、医療従事者は使命感で頑張っているんですけども、体と心が追いつかない状況に今追い込まれつつある。しかも、東京の状況を見てみると、いつ収束するかわからない。ある方は、一カ月なら夜勤も頑張れるけれども、いつまで続くかわからないもど続けるといふのは本当にっらいます。

つまり、ベッドや呼吸器という物に余裕があるかどうかではなくて、それを動かす何十人ものが今精神的にも肉体的にもぎりぎりの状態になっているんだ、これをぜひ大臣に認識していただきたい、だからこそ、政府がやるべきことは、感謝とただでなくて、財政的にもしっかりと下支えをすることによってそうした方を応援していく、これをしっかりとやっていただきたいということ、その上で、次のテーマで、今の感染拡大において大きな穴になっている問題として、米軍関係者の問題があると思います。

沖繩県内の米軍基地で、十四日まで、新型コロナウイルス感染者が百人に達しました。我が党は、このコロナ対応は全て米軍任せで、日本人が受けているようなものを全く受けられない、日本側は関与も検証もできない、このことを国会で何度も指摘して警告してきましたが、政府は対応してきませんでした。その結果、こういうことになっている。

沖繩の玉城デニー知事は、これ以上の感染拡大を防止するために、政府に申し入れていると思

ます。

大臣、お聞きしたいんですが、クラスターが発生している普天間基地とキャンプ・ハンセンは閉鎖をする、そして米本国等から沖繩への移動を中止する、このことなどを国に要望しております。感染拡大を防ぐためには、この沖繩県知事の要望を直ちに実施すべきじゃないですか。

○棚橋委員長 外務副大臣若宮健嗣君。

なお、若宮君にお願いいたします。申合せの時間が迫っておりますので、簡潔に答弁をお願いいたします。

○若宮副大臣 はい。

お答えさせていただきます。今委員が御指摘になりました沖繩の在日米軍施設・区域内での多数の感染者確認、地元の皆様方には大変御心配をおかけしているところでございます。

政府といたしましては、米側からこのような説明を受けております。七月十一日以降に確認されました普天間飛行場及びキャンプ・ハンセンの感染者は、既に感染が確認された者が所属する部隊全員に積極的なPCR検査を実施した結果、判明したものでございます。

また、感染の増大を受けまして、在沖繩米軍では、健康保護体制が上から二番目のレベルに引き上げられてございます。新規感染者の行動履歴の追跡を行うとともに、各施設・区域内においても、必要不可欠なものを除く外出制限が命ぜられているところでもございます。

こうした形で、在日米軍としても、沖繩での感染増大を非常に深刻に受けとめてございまして、県や地元の皆様方と緊密に連携をしながら、感染拡大防止のために適切な措置をとっていくとして

いるところでもございます。

○棚橋委員長 藤野保史君。

なお、恐縮ですが、簡潔に。

○藤野委員 今、レベルCとかいろいろおっしゃいましたが、それはあくまで日本に入国した後の話なんです。

私の質問は、米国民というのは、アメリカの国民というのは、今、感染者が三百四十万人に達している世界最大の感染国であって、米国民は日本に入国できないんですね、基本的に。ところが、米軍関係者だけは基地を通じて入国できているのはなぜなのか。だからこそ、知事は移動中止ということもおっしゃっている。米軍関係者のコロナ感染は、もう既に二万六千人に達しているわけですね。

ですから、ちよつと大臣にこれはお聞きしたいんですが、コロナ対策といった場合に、この米軍というルートが感染防止対策において大きな穴になっている。そして、この穴を放置していたら国民の命が危険にさらされる、そういう認識はコロナ担当大臣としてお持ちなんですか。

○棚橋委員長 国務大臣西村康稔君。

なお、申合せの時間が来ておりますので、簡潔にお願いいたします。

○西村国務大臣 先ほど御説明が外務副大臣からございましたけれども、外務省そして防衛省において、在日米軍とも連携し、まさに日本国内における新型コロナウイルス感染症が拡大しないように、適切に措置を講じて防止に取り組んでいただきたいと思います。

○藤野委員 非常に人ごとの答弁なんです、これは大きな穴なんです。これだけ短期間に百人に達する、これを防がなくて国民の命と健康をどうやって守るのか。大臣としてまさに全力で取り組まなきゃいけない問題なんですね。

地元紙の報道では、基地で働いている従業員の方の子供さんが学校に登校することを自粛を求めた動きが広がっている。四市町村で、少なくとも十三日、十四日で四十三人が欠席しているというんです。この欠席理由には、米軍からの要請もあったと言われている。

○棚橋委員長 藤野君、申しわけないんですが、維新さんの時間が来ておりますので。

○藤野委員 本日に許しがたいと思うんですね。

つまり、要するに、政府が国民の命や健康を本気で守るのか、その気があるのかということが問われていると思います。

豪雨災害や新型コロナウイルス対策など、審議すべき課題は山積みです。予算委員会の集中審議を強く求めて、質問を終わります。

○棚橋委員長 これにて藤野君の質疑は終了いたしました。

○棚橋委員長 この際、お諮りいたします。本件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官藤井敏彦君、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官浅沼一成君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○棚橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○棚橋委員長 次に、杉本和巳君。

○杉本委員 日本維新の会の杉本和巳です。

時間が十分しかないので、端的にお願いしたいと思っております。

まず、七月豪雨そして新型コロナウイルスで亡くなられた方々に心から御冥福をお祈りしたいと思っております。また、被災あるいは罹災されている方々にお見舞いを申し上げます。

また、雨は今週も続くという見通しでございますし、コロナも感染がとまっていないという状況でございますので、国民の皆様には警戒を引き続き、この場をかりてお願いしたいと思っております。

私も維新は、身を切る改革、有言実行ということで、今回のコロナにおいては、十萬円の特別定額給付については国会議員も地方議員も全員が寄附をするということを決めまして、まとめて党本部で医療関係に御寄附をするということを決定しております。

また、今回ポータスが国会議員にも支給されて

おりますけれども、私も維新においては三割カットを自主的に決めまして、これも国会議員、衆参全員が医療関係に寄附をさせていただくということを決めております。

そしてもう一つ。私も、六年前から二割の給料カットをして、そして特別の所得税がかかっている、復興特別所得税がかかる令和十九年、十七年後まで我々は二割カットを続けていくということを決めていますので、ぜひとも国民の皆様は、国民の皆様の被災した状況とかそういったことに寄り添う政党があるということを知っていただきたいと、冒頭、心からお断りを申し上げます。

さて、昨日、安倍総理と私どもの副代表である吉村大阪府知事が、要望、会見をさせていただきました。急遽、そのことについて三点、要望をまとめてありますので、質問に移らせていただきます。

皆様のお手元にあると思えますけれども、まず一つ目は、感染防止のための法的義務の明確化と営業停止ということについてであります。

現行、事業者の自主的な取組に委ねられているという状況です。十分な対策をとらない施設が営業を続けているということではないか、そういったことで、また、新宿の劇場が八百五十も濃厚接触者をつくってしまったというような事案が発生して心配をしております。そういった現状に対して、今知事は、事業者規制がでなくてクラスターの抑制が困難になっている、上の方に書いてありますけれども、そして、クラスター発生施設に対して、また加えて、強制力のある疫学調査ができない、これが現状であるということで、現状、問題意識を挙げさせていただき、それに対して提案、提言として、下の方に書いてありますけれども、改正イメーজということで、法令によって事業者の義務を明確化してはいかがかと。対象施設はクラスターが発生した施設、対象地域はクラスターが発生した地域ということ、そして、義務づけ内容は、施設区分ごとに具体的な感染防止

対策を打つ、そしてまた積極的疫学調査、濃厚接触者の調査、PCR等の検査、利用者・従業員の名簿提出への協力。こういったことをしっかりと法令によって義務化をするべきではないかという提案をさせていただいております。

そして、西村大臣は、二十四条九とか四十五条の二とか現状おっしゃると思うんですけども、また、今回の質疑でも、日本の人権だとか、非常に国民性という点もあるんですけども、実際、悪いことをする人たちはやはりいて、それが発生源になるリスクがこの天下の日本国でもあるという認識を私どもは持つておりますので、例えば、義務を明確化したときに義務違反をした場合には知事による営業停止命令ができるんだ、あるいは、命令に従わない場合は罰則もある、又は営業許可の取消しもさせていただくというところまで提言を考えているわけでございます。

まず一つ目のこの提言に対して、きのう安倍総理も注視とかいってお言葉だったかと思うんですが、踏み込んで、やはり今責任あるお立場の大臣に、今後の方向感を含めて、この提言あるいは要望に対してどう御所見をお持ちか、現状を確認させていただきます。

○西村国務大臣 これまでも、維新の皆様方から大変貴重な御提案、御提言もいただけてきております。特に、まさに知事がいろいろ措置をとるときになかなか強制力を持っていないところ、悩みも何となく持っておりますし、私自身も、何か実施をするときに、やはり強制力を持った形のものでできないのか、これまでも悩んできたところであります。

今御指摘がありましたように、法律の体系が非常に緩やかな法体系になっておりまして、一つには、第五条に、基本的人権の尊重ということで、私権の制約を伴うものでありますから措置は必要最小限にしなきゃいけないというふうになっております。したがって、全体として強制力は非常に少ないものとなっております。

もう一つは、緊急事態宣言の前と後で差をつけ